

II 訓練基準は次のとおりです

- 訓練期間は、3ヶ月超6ヶ月以下であること(特別な場合には1年以内)。
- 総訓練時間は、訓練期間6ヶ月当たり425時間以上であること。
- 総訓練時間に占めるOFF-JTの時間数の割合は、2割以上8割以下(※)であること。
(※) 訓練修了後に訓練受講者を正社員として雇用する場合には、総訓練時間に占めるOFF-JTの割合は「1割以上9割以下」となります。
- 訓練の修了時に、ジョブ・カード様式6(評価シート)により能力評価を実施するもの(汎用性のある評価基準を活用するものに限る)。
- OFF-JTの実施主体について、次のいずれかに該当するもの。

NEW!

「1割以上9割以下」の場合も対象に

OFF-JTの実施主体の要件

OJT実施事業主(自社の施設外で実施)

- OJT実施事業主以外の者が設置する施設に依頼して行われる訓練

NEW!

指導する者(講師)の要件を緩和

OJT実施事業主(自社の施設内で実施)

- 外部から派遣された講師により行われる訓練
- 専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者又はこれらの者と同等以上の能力を有する者(※)により実施される訓練
(※) 対象訓練に係る職務の「実務経験が5年以上」の者や、対象訓練に係る座学等の「教育等への従事経験が2年以上」の者などをいいます。
 詳しくは、ジョブ・カードセンター又は独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターまでお問い合わせください。
- 訓練を行う上で必要と認められるオリエンテーション又は能力評価(上限は併せて10時間)

上記の自社内、自社外のOFF-JTを組み合わせることも可能です。また、上記のほか、自社内・自社外にかかわらず、認定職業訓練(職業能力開発促進法第24条の3項に規定する認定職業訓練)を行う施設により行われる訓練が該当します。